# 【 概 要 版 】 おんじゅくまち 2024高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

# 1 計画の概要

## (1)計画の位置づけ

- ◎ 本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置づけられる計画で、両計画を一体のものとして策定します。
- ◎ また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「市町村成年後 見制度利用促進基本計画」についても、本計画の中に位置づけます。

#### (2) 各種計画との関係

◎ 本計画は、御宿町のまちづくりの最上位計画である「第5次御宿町総合計画」を踏まえ、その他の関連計画等と調和・連携する計画とします。

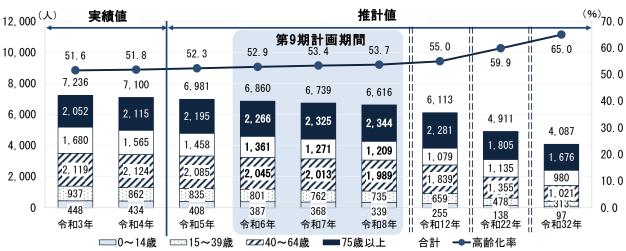
#### (3)計画期間

◎ 計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年計画とします。

## 2 本町の現状と見通し

#### (1)総人口・高齢化率の見込み

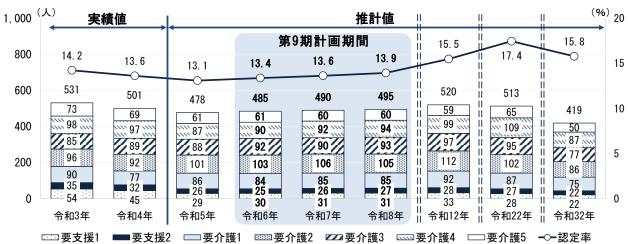
- ◎ コーホート変化率法により計画期間の高齢者人口を推計すると、計画の最終年度となる令和8年には3,653人となる見込みです。
- ◎ 高齢者数の減少に対し、総人口の減少が大きいため、高齢化率は年々上昇すると推計 されています。また、前期高齢者は減少し、後期高齢者が増加する傾向は今後も続く見 込みです。



出典:住民基本台帳人口(各年9月末現在)、コーホート変化率法による推計

#### (2) 要支援・要介護認定者数の見込み

◎ 認定率の高い後期高齢者の増加に伴い、要支援・要介護者数は増加し、計画の最終年度となる令和8年には495人になると推計されます。



※認定率は認定者(2号被保険者含む)を推計人口(65歳以上)で除して算出 出典:厚生労働省「見える化システム」による推計

# 3 基本的な考え方

#### (1)基本理念

◎ おんじゅくまちに暮らす私たちが、お互いに助け合う地域づくりを推進し、それぞれの意欲や心身の状況に応じて生きがいを持ちながら安心して暮らしていくため、「高齢者の自立支援」、「尊厳の保持と権利擁護」、「サービス提供体制の充実」、「地域における支え合い」を基本理念(基礎となる考え方)に本計画を推進していきます。

#### 1 高齢者の自立支援

自分自身の意思に基づき、その有する能力を最大限生かしながら、自立した質の高い生活を送るため、生活環境の変化に対応していけるようきめ細かな支援体制の充実を図り、できるかぎり介護を必要としない状態を維持できるよう取り組みます。

#### 2 尊厳の保持と権利擁護

私たちが住み慣れた地域で尊厳と権利が守られるための体制の強化を図り、自分らしく 安心して生活を送ることができるように取り組みます。

#### 3 サービス提供体制の充実

利用を必要とする者が安心してサービス提供を受けることができるよう、本町の状況に即した基盤整備を進め、体制の充実とサービス水準の確保・向上を図り、サービスを必要とする者が適切なサービスを選択することができるように取り組みます。

#### 4 地域における支え合い

人口減少・高齢化が進行する中、自分自身が「支える側」として、生きがいをつくり、 おんじゅくまちに暮らす人や関わる人等、人と人がつながり、地域全体での見守り合い、 支え合いを深めていくことで私たちの「ちょうどいい暮らし方」を見つけていきましょう。

# (2)基本方針

高齢者施策の基本理念に基づき、社会情勢や各種制度等の動向を踏まえ、本計画を策定するにあたっての基本方針を「**生涯活躍のまちの推進**」、「**地域共生社会の実現**」、「**持続可能な介護保険事業の運営**」として高齢者福祉にかかる施策を展開します。

### (3) 施策体系

基本理念	<ul><li>○高齢者の自立支援</li><li>○尊厳の保持と権利擁護</li></ul>	○利用者本位のサービス提供 ○地域における支え合い				
基本方針	○生涯活躍のまちの 推進	<ul><li>○地域共生社会の</li><li>実現</li></ul>	<ul><li>○持続可能な介護保険</li><li>事業の運営</li></ul>			
I 高齢者保健福祉計画	1 高齢者の健康づくりの       1 生きがいづくりの推進         推進       2 保健サービスの充実					
	2 生活支援サービスの 充実	1 在宅生活支援の充実 2 安心して暮らせる住まいの確保				
		3 権利擁護の推進 4 成年後見制度の利用促進 (御宿町成年後見制度利用促進基本計画)				
		5 認知症施策の充実 6 安全・安心なまちづくりの推進				
П	1 地域支援事業の推進	1 地域包括支援センターの機能強化         2 介護予防・日常生活支援総合事業         3 包括的支援事業				
1 介護保険事業計画	2 介護保険サービス 見込み量の推計	2 地域密着型サービスの身	在宅サービスの見込み量 地域密着型サービスの見込み量 施設サービスの見込み量			
新画	3 介護保険事業の適正な 運営	1 サービスの円滑な利用の促進 2 質の高いサービス基盤の確保 3 介護保険事業費の推計				
		4 介護保険料の算定				

# 4 第9期計画期間における保険料額の算定

# (1) 第1号被保険者保険料の推計

◎ 第1号被保険者における第9期介護保険料基準額(月額)は、各種サービス量や給付費の見込み等に基づき、厚生労働省が運営している「地域包括ケア「見える化」システム」において算定作業を行い、第8期の5,400円から5,100円(-5.6%)となりました。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1号被保険者数	3, 627	3, 596	3, 553	10, 776
前期(65~74歳)	1,361	1, 271	1, 209	3, 841
後期(75歳~)	2, 266	2, 325	2, 344	6, 935
所得段階別加入割合補正後被保険者数	3,600	3, 553	3, 509	10, 662
総合付費	879, 304, 000	949, 087, 000	937, 376, 000	2, 765, 767, 000
特定入所者介護サービス費等給付額	37, 136, 777	37, 567, 110	37, 950, 448	112, 654, 335
高額介護サービス費等給付額	24, 377, 995	24, 412, 799	24, 413, 240	73, 204, 034
高額医療合算介護サービス費等給付額	2, 776, 492	2, 805, 115	2, 833, 739	8, 415, 346
算定対象審査支払手数料	650,000	650,000	650,000	1, 950, 000
標準給付費見込額(A)	944, 245, 264	1, 014, 522, 024	1, 003, 223, 427	2, 961, 990, 715
地域支援事業費 (B)	30, 115, 000	30, 905, 000	31, 695, 000	92, 715, 000
第1号被保険者負担分相当額(C)	224, 102, 861	240, 448, 216	238, 031, 238	702, 582, 314
調整交付金相当額(D)	47, 826, 163	51, 350, 851	50, 796, 771	149, 973, 786
調整交付金見込交付割合(E)	6. 68%	7. 05%	7. 18%	
後期高齢者加入割合補正係数(F)	0. 9332	0. 921	0. 9158	
所得段階別加入割合補正係数 (G)	0. 9933	0. 989	0. 9883	
調整交付金見込額(H)	63, 896, 000	72, 405, 000	72, 944, 000	209, 245, 000
財政安定化基金拠出金見込額(I)				
財政安定化基金拠出率(J)	0. 0000%			
財政安定化基金償還金				
準備基金取崩額				
審査支払手数料1件あたり単価	52	52	52	
審查支払手数料支払件数	12,500	12,500	12, 500	
保険料収納必要額(K)				643, 311, 100
予定保険料収納率(L)		98. 60%		

## (2) 所得段階別保険料

◎ 本計画期間における所得段階別保険料は、以下のとおりとします。

			区 分	計算方法	保険料 (年額)	
第1段階		世	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.455 (0.285) *	27,846円 (17,442円) *	
第2段階	本人が	世帯非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.685 (0.485) *	41, 922円 (29, 682円) *	
第3段階	町民税	税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.690 (0.685) *	42,228円 (41,922円) *	
第4段階	非課	町民税非課税	世帯課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.900	55,080円
第5段階	176	課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額×1.000	61,200円	
第6段階			本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.200	73,440円	
第7段階			本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.300	79,560円	
第8段階	本人が町民税課税		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円 未満	基準額×1.500	91,800円	
第9段階			本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.700	104,040円	
第10段階	民税課	; !	本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.900	116,280円	
第11段階	税		本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円 未満	基準額×2.100	128,520円	
第12段階			本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円 未満	基準額×2.300	140,760円	
第13段階			本人の前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.400	146,880円	

<sup>※</sup>低所得者に対する保険料軽減措置により公費が投入され、負担割合の引き下げによる保険料の軽減があります。

# (3)介護保険料基準額(月額)の内訳

◎ 本計画期間中の介護保険料基準額(月額)の内訳は以下のとおりです。

区分	第8期		第9期	
<u></u>	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
総給付費	4,887円	90.5%	4,573円	89. 7%
在宅サービス	1,955円	36. 2%	1,455円	28.5%
居住系サービス	715円	13. 2%	419円	8. 2%
施設サービス	2,216円	41.0%	2,699円	52.9%
その他給付費	339円	6.3%	358円	7.0%
地域支援事業費	175円	3. 2%	169円	3.3%
財政安定化基金(拠出金見込額+償還金)	0円	0.0%	0円	0.0%
市町村特別給付費等	0円	0.0%	0円	0.0%
保険料収納必要額(月額)	5,400円	100.0%	5,100円	100.0%
準備基金取崩額	0円	0.0%	0円	0.0%
保険料基準額(月額)	5,400円		5,100円	